

忠岡町消防本部障害者活躍推進計画

機関名	忠岡町消防本部
任命権者	忠岡町消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
忠岡町消防本部における障害者雇用に関する課題	忠岡町消防本部においては、職員総数が40人未満の小規模な機関であり、また消防業務の専門性からこれまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。また、中途障害者として身体障害者となった職員もおらず、大きな問題は生じていないところであり、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する目標	消防業務の専門性から、障害者に限定した募集は行えないが、消防吏員以外の職員（会計年度任用職員等）の募集にあつては、障害者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行う事も考えられます。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者が在職できる部署や業務内容を抽出し、障害者を雇用する上で再度検討すべき、職務の適性（内容・分量）について検討する。 ○【今後、障害者等を採用した場合】障害者から相談があれば、組織外の関係機関（大阪労働局、泉大津公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関）に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○【今後、障害者等を採用した場合】障害のある職員からの相談や毎年行われる人事評価において、勤務する上で必要とする配慮が十分か否か等を聞くことができる機会を設ける。 ○障害者の雇用を見据えて、施設の整備状況等について定期的な検討を行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>